

久喜市地域防災計画（案）追加修正一覧

追加箇所	追加修正後	追加修正前																																
<p>&lt;総則編&gt; 第1章 総則 第2節 久喜市の概況 第1 地域の概況 (P.5)</p>	<p>平均気温は約 <u>15.4℃</u>、年間降水量は約 <u>1133.0mm</u> (令和<u>4</u>年久喜アメダスデータ) で、生活にはおおむね好適であるが、台風、雷雨など様々な気象災害が毎年起きている。6月から7月初めにかけての梅雨と、9月から10月初めにかけての秋雨の時期には特に雨が多い。</p>	<p>平均気温は約 <u>15.6℃</u>、年間降水量は約 <u>1424.5mm</u> (令和<u>2</u>年久喜アメダスデータ) で、生活にはおおむね好適であるが、台風、雷雨など様々な気象災害が毎年起きている。6月から7月初めにかけての梅雨と、9月から10月初めにかけての秋雨の時期には特に雨が多い。</p>																																
<p>&lt;総則編&gt; 第1章 総則 第3節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 久喜市防災会議 (P.7)</p>	<p>■久喜市防災会議委員 【令和<u>6</u>年<u>1</u>月1日現在】</p> <table border="1" data-bbox="479 667 1303 1251"> <thead> <tr> <th>委員の別</th> <th>区分</th> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">7号委員</td> <td rowspan="10">指定公共機関及び指定地方公共機関</td> <td>日本郵便(株)久喜郵便局</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)埼玉事業部</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)関東支社加須管理事務所</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)春日部支社</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)久喜駅</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道(株)東武久喜駅</td> </tr> <tr> <td><u>(株) エナジー宇宙</u></td> </tr> <tr> <td>鷺宮ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人埼玉県トラック協会久喜支部</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人久喜市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人久喜市医師会</td> </tr> </tbody> </table>	委員の別	区分	機関名	7号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便(株)久喜郵便局	東日本電信電話(株)埼玉事業部	東日本高速道路(株)関東支社加須管理事務所	東京電力パワーグリッド(株)春日部支社	東日本旅客鉄道(株)久喜駅	東武鉄道(株)東武久喜駅	<u>(株) エナジー宇宙</u>	鷺宮ガス(株)	一般社団法人埼玉県トラック協会久喜支部	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	一般社団法人久喜市医師会	<p>■久喜市防災会議委員 【令和<u>3</u>年<u>10</u>月1日現在】</p> <table border="1" data-bbox="1330 667 2154 1251"> <thead> <tr> <th>委員の別</th> <th>区分</th> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">7号委員</td> <td rowspan="10">指定公共機関及び指定地方公共機関</td> <td>日本郵便(株)久喜郵便局</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)埼玉事業部</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)関東支社加須管理事務所</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)春日部支社</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)久喜駅</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道(株)東武久喜駅</td> </tr> <tr> <td><u>東彩ガス(株)</u></td> </tr> <tr> <td>鷺宮ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人埼玉県トラック協会久喜支部</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人久喜市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人久喜市医師会</td> </tr> </tbody> </table>	委員の別	区分	機関名	7号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便(株)久喜郵便局	東日本電信電話(株)埼玉事業部	東日本高速道路(株)関東支社加須管理事務所	東京電力パワーグリッド(株)春日部支社	東日本旅客鉄道(株)久喜駅	東武鉄道(株)東武久喜駅	<u>東彩ガス(株)</u>	鷺宮ガス(株)	一般社団法人埼玉県トラック協会久喜支部	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	一般社団法人久喜市医師会
委員の別	区分	機関名																																
7号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便(株)久喜郵便局																																
		東日本電信電話(株)埼玉事業部																																
		東日本高速道路(株)関東支社加須管理事務所																																
		東京電力パワーグリッド(株)春日部支社																																
		東日本旅客鉄道(株)久喜駅																																
		東武鉄道(株)東武久喜駅																																
		<u>(株) エナジー宇宙</u>																																
		鷺宮ガス(株)																																
		一般社団法人埼玉県トラック協会久喜支部																																
		社会福祉法人久喜市社会福祉協議会																																
一般社団法人久喜市医師会																																		
委員の別	区分	機関名																																
7号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便(株)久喜郵便局																																
		東日本電信電話(株)埼玉事業部																																
		東日本高速道路(株)関東支社加須管理事務所																																
		東京電力パワーグリッド(株)春日部支社																																
		東日本旅客鉄道(株)久喜駅																																
		東武鉄道(株)東武久喜駅																																
		<u>東彩ガス(株)</u>																																
		鷺宮ガス(株)																																
		一般社団法人埼玉県トラック協会久喜支部																																
		社会福祉法人久喜市社会福祉協議会																																
一般社団法人久喜市医師会																																		

追加箇所	追加修正後	追加修正前
<p>&lt;総則編&gt; 第1章 総則 第3節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 業務の大綱 (P.11)</p>	<p>埼玉県春日部農林振興センター 1 農畜水産被害状況の調査に関すること。 2 埼玉県農業災害対策特別措置条例に係る助成及び融資に関すること。 <u>3 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業に関すること。</u> <u>4 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。</u></p>	<p>埼玉県春日部農林振興センター 1 農畜水産被害状況の調査に関すること。 2 埼玉県農業災害対策特別措置条例に係る助成及び融資に関すること。 <u>3 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。</u> <u>4 農業共済に関すること。</u> <u>5 農地及び農業用施設の被害状況の調査に関すること。</u> <u>6 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業に関すること。</u></p>
<p>&lt;総則編&gt; 第1章 総則 第3節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 業務の大綱 (P.13)</p>	<p>東日本電信電話(株)埼玉事業部 1 通信設備の整備に関すること。 2 <u>災害時における重要通信の確保に関すること。</u> 3 被災通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>	<p>東日本電信電話(株)埼玉事業部 1 通信設備の整備に関すること。 2 <u>災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。</u> 3 被災通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
<p>&lt;総則編&gt; 第1章 総則 第3節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 業務の大綱 (P.14)</p>	<p>久喜宮代衛生組合 1 災害時に発生する一般廃棄物(ごみ)の処理に関すること。 2 災害時に発生する災害廃棄物(がれき)の処理に関すること。  <u>削除</u></p>	<p>久喜宮代衛生組合 1 災害時に発生する一般廃棄物(ごみ)の処理に関すること。 2 災害時に発生する災害廃棄物(がれき)の処理に関すること。 <u>3 災害時に発生する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の処理に関すること。</u>  北本地区衛生組合 <u>1 災害時に発生する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の処理に関すること。</u></p>
<p>&lt;総則編&gt; 第1章 総則 第3節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 業務の大綱 (P.15)</p>	<p>久喜市管工事業協同組合 1 <u>災害時における水道施設の被害状況等の情報収集及び補修の協力に関すること。</u> 2 <u>災害時における応急給水活動の協力に関すること。</u>  (公社)日本下水道管路管理業協会</p>	<p>久喜市管工事業協同組合 1 <u>災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること。</u> 2 <u>災害時における水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。</u>  久喜市土木施設維持管理協力会</p>

追加箇所	追加修正後	追加修正前																											
<p>&lt;総則編&gt; 第2章 災害予防計画 第5節 防災活動拠点 第1 防災活動拠点の整備 (P.29)</p> <p>&lt;震災対策編&gt; 第1章 震災予防計画 第12節 震災に備えた体制整備 第4 防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備 (P.307)</p>	<p>1 防災活動拠点の整備</p> <p>■本市の防災活動拠点</p> <table border="1" data-bbox="479 368 1303 627"> <thead> <tr> <th>拠点区分</th> <th>施設名等</th> <th>活動拠点の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療拠点</td> <td>・社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院</td> <td>・傷病人に対する医療拠点 ・<u>当該病院は、</u> 埼玉県の災害拠点病院に指定されている。</td> </tr> </tbody> </table>	拠点区分	施設名等	活動拠点の役割	医療拠点	・社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	・傷病人に対する医療拠点 ・ <u>当該病院は、</u> 埼玉県の災害拠点病院に指定されている。	<p>1 防災活動拠点の整備</p> <p>■本市の防災活動拠点</p> <table border="1" data-bbox="1330 368 2154 627"> <thead> <tr> <th>拠点区分</th> <th>施設名等</th> <th>活動拠点の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療拠点</td> <td>・<u>社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会病院</u> ・社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院</td> <td>・傷病人に対する医療拠点 ・<u>両病院は、ともに</u> 埼玉県の災害拠点病院に指定されている。</td> </tr> </tbody> </table>	拠点区分	施設名等	活動拠点の役割	医療拠点	・ <u>社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会病院</u> ・社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	・傷病人に対する医療拠点 ・ <u>両病院は、ともに</u> 埼玉県の災害拠点病院に指定されている。															
拠点区分	施設名等	活動拠点の役割																											
医療拠点	・社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	・傷病人に対する医療拠点 ・ <u>当該病院は、</u> 埼玉県の災害拠点病院に指定されている。																											
拠点区分	施設名等	活動拠点の役割																											
医療拠点	・ <u>社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会病院</u> ・社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	・傷病人に対する医療拠点 ・ <u>両病院は、ともに</u> 埼玉県の災害拠点病院に指定されている。																											
<p>&lt;総則編&gt; 第2章 災害予防計画 第6節 情報収集・伝達体制の整備 第1 情報伝達体制の整備 (P.32)</p> <p>&lt;震災対策編&gt; 第1章 震災予防計画 第12節 震災に備えた体制整備 第5 情報収集・伝達体制の整備 (P.310)</p>	<p>市は、避難所、防災関係機関、防災活動拠点、市民及び事業所等に対し、災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、次に示す様々な通信手段等を効果的に用いる。</p> <table border="1" data-bbox="506 863 1256 1377"> <tbody> <tr><td>① 久喜市防災行政無線（固定系）</td></tr> <tr><td>② 埼玉県防災行政無線</td></tr> <tr><td>③ 消防・救急無線</td></tr> <tr><td>④ アマチュア無線</td></tr> <tr><td>⑤ タクシー無線</td></tr> <tr><td>⑥ NTT電話回線</td></tr> <tr><td>⑦ 久喜市ホームページ・SNS</td></tr> <tr><td>⑧ <u>久喜市防災アプリ</u></td></tr> <tr><td>⑨ 携帯電話</td></tr> <tr><td>⑩ 衛星通信ネットワーク</td></tr> <tr><td>⑪ 埼玉県災害オペレーション支援システム</td></tr> <tr><td>⑫ 緊急情報架電サービス</td></tr> <tr><td>⑬ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</td></tr> <tr><td>⑭ Lアラート（災害情報共有システム）</td></tr> </tbody> </table>	① 久喜市防災行政無線（固定系）	② 埼玉県防災行政無線	③ 消防・救急無線	④ アマチュア無線	⑤ タクシー無線	⑥ NTT電話回線	⑦ 久喜市ホームページ・SNS	⑧ <u>久喜市防災アプリ</u>	⑨ 携帯電話	⑩ 衛星通信ネットワーク	⑪ 埼玉県災害オペレーション支援システム	⑫ 緊急情報架電サービス	⑬ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）	⑭ Lアラート（災害情報共有システム）	<p>市は、避難所、防災関係機関、防災活動拠点、市民及び事業所等に対し、災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、次に示す様々な通信手段等を効果的に用いる。</p> <table border="1" data-bbox="1357 863 2107 1377"> <tbody> <tr><td>① 久喜市防災行政無線（固定系）</td></tr> <tr><td>② 埼玉県防災行政無線</td></tr> <tr><td>③ 消防・救急無線</td></tr> <tr><td>④ アマチュア無線</td></tr> <tr><td>⑤ タクシー無線</td></tr> <tr><td>⑥ NTT電話回線</td></tr> <tr><td>⑦ 久喜市ホームページ・SNS</td></tr> <tr><td>⑧ 携帯電話</td></tr> <tr><td>⑨ 衛星通信ネットワーク</td></tr> <tr><td>⑩ 埼玉県災害オペレーション支援システム</td></tr> <tr><td>⑪ 緊急情報架電サービス</td></tr> <tr><td>⑫ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</td></tr> <tr><td>⑬ Lアラート（災害情報共有システム）</td></tr> </tbody> </table>	① 久喜市防災行政無線（固定系）	② 埼玉県防災行政無線	③ 消防・救急無線	④ アマチュア無線	⑤ タクシー無線	⑥ NTT電話回線	⑦ 久喜市ホームページ・SNS	⑧ 携帯電話	⑨ 衛星通信ネットワーク	⑩ 埼玉県災害オペレーション支援システム	⑪ 緊急情報架電サービス	⑫ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）	⑬ Lアラート（災害情報共有システム）
① 久喜市防災行政無線（固定系）																													
② 埼玉県防災行政無線																													
③ 消防・救急無線																													
④ アマチュア無線																													
⑤ タクシー無線																													
⑥ NTT電話回線																													
⑦ 久喜市ホームページ・SNS																													
⑧ <u>久喜市防災アプリ</u>																													
⑨ 携帯電話																													
⑩ 衛星通信ネットワーク																													
⑪ 埼玉県災害オペレーション支援システム																													
⑫ 緊急情報架電サービス																													
⑬ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）																													
⑭ Lアラート（災害情報共有システム）																													
① 久喜市防災行政無線（固定系）																													
② 埼玉県防災行政無線																													
③ 消防・救急無線																													
④ アマチュア無線																													
⑤ タクシー無線																													
⑥ NTT電話回線																													
⑦ 久喜市ホームページ・SNS																													
⑧ 携帯電話																													
⑨ 衛星通信ネットワーク																													
⑩ 埼玉県災害オペレーション支援システム																													
⑪ 緊急情報架電サービス																													
⑫ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）																													
⑬ Lアラート（災害情報共有システム）																													

追加箇所	追加修正後	追加修正前																																				
<p>＜風水害編＞ 第2章 風水害応急対策計画 第4節 注意報、警報及び特別警報伝達計画 第3 洪水予報等の発表基準 (P. 97)</p>	<p>■水防警報の対象となる基準水位標</p> <table border="1" data-bbox="488 331 1294 603"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位標名</th> <th>水防団 待機水位 (指定水位)</th> <th>氾濫注意 水位(警戒 水位)</th> <th>避難判断 水位</th> <th>氾濫危険 水位 (危険水位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>栗橋</td> <td>2.70m</td> <td>5.00m</td> <td><u>7.60m</u></td> <td><u>9.20m</u></td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> <td>西関宿</td> <td>4.50m</td> <td>6.10m</td> <td><u>8.10m</u></td> <td><u>8.90m</u></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	水位標名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位(警戒 水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (危険水位)	利根川	栗橋	2.70m	5.00m	<u>7.60m</u>	<u>9.20m</u>	江戸川	西関宿	4.50m	6.10m	<u>8.10m</u>	<u>8.90m</u>	<p>■水防警報の対象となる基準水位標</p> <table border="1" data-bbox="1339 331 2145 603"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位標名</th> <th>水防団 待機水位 (指定水位)</th> <th>氾濫注意 水位(警戒 水位)</th> <th>避難判断 水位</th> <th>氾濫危険 水位 (危険水位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>栗橋</td> <td>2.70m</td> <td>5.00m</td> <td><u>6.90m</u></td> <td><u>8.80m</u></td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> <td>西関宿</td> <td>4.50m</td> <td>6.10m</td> <td><u>7.90m</u></td> <td><u>8.70m</u></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	水位標名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位(警戒 水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (危険水位)	利根川	栗橋	2.70m	5.00m	<u>6.90m</u>	<u>8.80m</u>	江戸川	西関宿	4.50m	6.10m	<u>7.90m</u>	<u>8.70m</u>
河川名	水位標名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位(警戒 水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (危険水位)																																	
利根川	栗橋	2.70m	5.00m	<u>7.60m</u>	<u>9.20m</u>																																	
江戸川	西関宿	4.50m	6.10m	<u>8.10m</u>	<u>8.90m</u>																																	
河川名	水位標名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位(警戒 水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (危険水位)																																	
利根川	栗橋	2.70m	5.00m	<u>6.90m</u>	<u>8.80m</u>																																	
江戸川	西関宿	4.50m	6.10m	<u>7.90m</u>	<u>8.70m</u>																																	
<p>＜風水害編＞ 第2章 風水害応急対策計画 第5節 災害情報通信計画 第1 情報の連絡体制 (P. 100)</p> <p>＜震災対策編＞ 第2章 震災応急対策計画 第2節 情報の連絡体制 第5 情報収集・伝達体制 の整備 (P. 361)</p>	<p>1 情報の収集・連絡系統</p> <p>＜指定公共機関・指定地方公共機関＞ 日本赤十字社埼玉県支部 日本郵便(株)久喜郵便局・栗橋郵便局 東日本電信電話(株)埼玉事業部 東日本高速道路(株)関東支社加須管理事務所 東日本旅客鉄道株式会社 東武鉄道株式会社 埼玉県トラック協会久喜支部 東京電力パワーグリッド(株)春日部支社 <u>埼玉県LPガス協会</u> <u>日本瓦斯株式会社</u> 鷲宮ガス(株)・東京ガス(株)埼玉支社 利根川栗橋流域水防事務組合 久喜宮代衛生組合</p>	<p>1 情報の収集・連絡系統</p> <p>＜指定公共機関・指定地方公共機関＞ 日本赤十字社埼玉県支部 日本郵便(株)久喜郵便局・栗橋郵便局 東日本電信電話(株)埼玉事業部 東日本高速道路(株)関東支社加須管理事務所 東日本旅客鉄道株式会社 東武鉄道株式会社 埼玉県トラック協会久喜支部 東京電力パワーグリッド(株)春日部支社 埼玉県LPガス協会 <u>東彩ガス(株)供給本部</u> 鷲宮ガス(株)・東京ガス(株)埼玉支社 利根川栗橋流域水防事務組合 久喜宮代衛生組合 <u>北本地区衛生組合</u></p>																																				

追加箇所	追加修正後	追加修正前																
<p>&lt;風水害編&gt; 第2章 風水害応急対策計画 第5節 災害情報通信計画 第2 災害情報等の収集・連絡 (P. 105)</p> <p>&lt;震災対策編&gt; 第2章 震災応急対策計画 第2節 災害情報の収集 第2 災害情報等の収集・連絡 (P. 366)</p>	<p>1 災害情報等の収集・連絡体制</p> <p>■災害情報の収集担当</p> <table border="1" data-bbox="479 379 1288 544"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>対象内容</th> <th>担当部・班</th> <th>情報責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境衛生施設被害</td> <td>ごみ処理施設、<u>し尿処理施設</u></td> <td>環境班</td> <td>資源循環推進課長</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	対象内容	担当部・班	情報責任者	環境衛生施設被害	ごみ処理施設、 <u>し尿処理施設</u>	環境班	資源循環推進課長	<p>1 災害情報等の収集・連絡体制</p> <p>■災害情報の収集担当</p> <table border="1" data-bbox="1330 379 2139 544"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>対象内容</th> <th>担当部・班</th> <th>情報責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境衛生施設被害</td> <td>ごみ処理施設</td> <td>環境班</td> <td>資源循環推進課長</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	対象内容	担当部・班	情報責任者	環境衛生施設被害	ごみ処理施設	環境班	資源循環推進課長
情報項目	対象内容	担当部・班	情報責任者															
環境衛生施設被害	ごみ処理施設、 <u>し尿処理施設</u>	環境班	資源循環推進課長															
情報項目	対象内容	担当部・班	情報責任者															
環境衛生施設被害	ごみ処理施設	環境班	資源循環推進課長															
<p>&lt;風水害編&gt; 第2章 風水害応急対策計画 第6節 災害広報計画 第3 市民への広報 (P. 112)</p> <p>&lt;震災対策編&gt; 第2章 震災応急対策計画 第3節 災害広報計画 第3 市民への広報の整備 (P. 373)</p>	<p>2 広報の方法</p> <p>(1) 市民に対する広報</p> <p>① 広報手段の有効活用</p> <table border="1" data-bbox="551 890 1294 1220"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災行政無線</li> <li>➤ 広報車</li> <li>➤ ハンドマイク</li> <li>➤ 消防団車両</li> <li>➤ 広報紙（臨時号）、チラシ等印刷物の配布又は掲示</li> <li>➤ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）</li> <li>➤ <u>久喜市防災アプリ</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災行政無線</li> <li>➤ 広報車</li> <li>➤ ハンドマイク</li> <li>➤ 消防団車両</li> <li>➤ 広報紙（臨時号）、チラシ等印刷物の配布又は掲示</li> <li>➤ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）</li> <li>➤ <u>久喜市防災アプリ</u></li> </ul>	<p>2 広報の方法</p> <p>(1) 市民に対する広報</p> <p>① 広報手段の有効活用</p> <table border="1" data-bbox="1402 890 2145 1220"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災行政無線</li> <li>➤ 広報車</li> <li>➤ ハンドマイク</li> <li>➤ 消防団車両</li> <li>➤ 広報紙（臨時号）、チラシ等印刷物の配布又は掲示</li> <li>➤ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災行政無線</li> <li>➤ 広報車</li> <li>➤ ハンドマイク</li> <li>➤ 消防団車両</li> <li>➤ 広報紙（臨時号）、チラシ等印刷物の配布又は掲示</li> <li>➤ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）</li> </ul>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災行政無線</li> <li>➤ 広報車</li> <li>➤ ハンドマイク</li> <li>➤ 消防団車両</li> <li>➤ 広報紙（臨時号）、チラシ等印刷物の配布又は掲示</li> <li>➤ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）</li> <li>➤ <u>久喜市防災アプリ</u></li> </ul>																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災行政無線</li> <li>➤ 広報車</li> <li>➤ ハンドマイク</li> <li>➤ 消防団車両</li> <li>➤ 広報紙（臨時号）、チラシ等印刷物の配布又は掲示</li> <li>➤ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）</li> </ul>																		

追加箇所	追加修正後	追加修正前
<p>&lt;風水害編&gt; 第2章 風水害応急対策計画 第9節 災害救助保護計画 第1 避難活動 (P.130)</p> <p>&lt;震災対策編&gt; 第1章 震災応急対策計画 第10節 避難 第1 避難活動 (P.415)</p>	<p>■伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災行政無線（サイレン吹鳴）</li> <li>➤ 広報車</li> <li>➤ 市ホームページ、SNS、メール、エリアメール</li> <li>➤ 緊急情報架電サービス</li> <li>➤ <u>防災アプリ</u></li> <li>➤ テレビ、ラジオ</li> <li>➤ 標識など</li> <li>➤ 口頭伝達</li> <li>➤ 関係機関の広報（消防車、パトカー）</li> </ul>	<p>■伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災行政無線（サイレン吹鳴）</li> <li>➤ 広報車</li> <li>➤ 市ホームページ、SNS、メール、エリアメール</li> <li>➤ 緊急情報架電サービス</li>   <li>➤ テレビ、ラジオ</li> <li>➤ 標識など</li> <li>➤ 口頭伝達</li> <li>➤ 関係機関の広報（消防車、パトカー）</li> </ul>
<p>&lt;風水害編&gt; 第2章 風水害応急対策計画 第9節 災害救助保護計画 第3 避難所の設置・運営 (P.137)</p> <p>&lt;震災対策編&gt; 第1章 震災応急対策計画 第10節 避難 第2 避難所の設置・運営 (P.420)</p>	<p>(5) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>① 市民への分散避難の周知</p> <p>広報紙、市ホームページ、SNS、<u>久喜市防災アプリ</u>等を活用し、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討することを周知する。</p> <p>③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認</p> <p>避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。</p> <p>また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある</p>	<p>(5) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>① 市民への分散避難の周知</p> <p>広報紙、市ホームページ、SNS _____ 等を活用し、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討することを周知する。</p> <p>③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認</p> <p>避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。</p> <p>また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある</p>



追加箇所	追加修正後	追加修正前
	<p>者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</p> <p>避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。</p> <p>避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、<u>直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。</u></p>	<p>者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</p> <p>避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。</p> <p>避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、<u>当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。</u></p>
<p>&lt;風水害編&gt; 第2章 風水害応急対策計画 第10節 生活支援計画 第3 食料の供給 (P.159)</p> <p>&lt;震災対策編&gt; 第2章 震災応急対策計画 第13節 生活支援計画 第2 食料の供給 (P.436)</p>	<p>2 食料の調達 (2) 米穀の調達</p> <p>市長(産業班)は、災害の状況により、米穀卸売業者等の手持精米のみでは不足する場合は、埼玉県知事に調達を要請する。</p> <p>また、交通、通信の途絶等、被災地が孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ埼玉県知事から指示される範囲内で<u>農林水産省農産局</u>に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき政府所有米穀の緊急の引渡しを要請するものとする。</p>	<p>2 食料の調達 (2) 米穀の調達</p> <p>市長(産業班)は、災害の状況により、米穀卸売業者等の手持精米のみでは不足する場合は、埼玉県知事に調達を要請する。</p> <p>また、交通、通信の途絶等、被災地が孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ埼玉県知事から指示される範囲内で<u>農林水産省政策統括官</u>に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき政府所有米穀の緊急の引渡しを要請するものとする。</p>





追加箇所	追加修正後	追加修正前
	<p>なお、埼玉県災害廃棄物処理指針（H29. 3）による関東平野北西縁断層帯地震の災害廃棄物発生量推計結果に基づくと、本市における<u>災害</u>廃棄物の量は約 17.4 万トンと見積もられる。</p> <p>4 し尿処理</p> <p>(1) 被害状況等の情報収集</p> <p><u>また</u>、し尿の収集・処理見込み及びし尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握する。</p> <p>(2) 仮設トイレの設置</p> <p>④仮設トイレの管理</p> <p>仮設トイレのくみ取りは、<u>                    </u>一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者に委託し行う。</p> <p>(4) し尿収集・処理の実施</p> <p>し尿収集・処理計画に基づき、<u>                    </u>一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者に要員の確保及び車両の調達等を要請する。</p> <p>人員等が不足する場合は、「総務・動員班」へ他都市等への応援要請を依頼する。</p>	<p>なお、埼玉県災害廃棄物処理指針（H29. 3）による関東平野北西縁断層帯地震の災害廃棄物発生量推計結果に基づくと、本市における<u>産業</u>廃棄物の量は約 17.4 万トンと見積もられる。</p> <p>4 し尿処理</p> <p>(1) 被害状況等の情報収集</p> <p><u>衛生組合と連携し</u>、し尿の収集・処理見込み及びし尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握する。</p> <p>(2) 仮設トイレの設置</p> <p>④仮設トイレの管理</p> <p>仮設トイレのくみ取りは、<u>衛生組合又は</u>一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者に委託し行う。</p> <p>(4) し尿収集・処理の実施</p> <p>し尿収集・処理計画に基づき、<u>衛生組合並びに</u>一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者に要員の確保及び車両の調達等を要請する。</p> <p>人員等が不足する場合は、「総務・動員班」へ他都市等への応援要請を依頼する。</p>



追加箇所	追加修正後	追加修正前																		
<p>&lt;震災対策編&gt; 第1章 震災予防計画 第4節 建築物・施設等の耐震性向上 第15 生活環境の整備 (P. 328)</p>	<p>2 廃棄物対策 (1) し尿処理対策 災害時において、し尿処理が必要となった場合のために、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者_____と災害協定を事前に締結し、初期体制を確立する。</p>	<p>2 廃棄物対策 (1) し尿処理対策 災害時において、し尿処理が必要となった場合のために、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者又は委託業者と災害協定を事前に締結し、初期体制を確立する。</p>																		
<p>&lt;震災対策編&gt; 第2章 震災応急対策計画 第7節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の概要 (P. 397)</p>	<p>5 庶務 ■救助の種類と実施者</p> <table border="1" data-bbox="472 639 1301 1289"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供する</td> <td>対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県</td> </tr> <tr> <td>住宅応急修理</td> <td>○住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了する ○日常生活に必要な最小限度の部分の修理 災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者	応急仮設住宅の供与	○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供する	対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県	住宅応急修理	○住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了する ○日常生活に必要な最小限度の部分の修理 災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する	市	<p>5 庶務 ■救助の種類と実施者</p> <table border="1" data-bbox="1323 639 2152 1289"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する</td> <td>対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県</td> </tr> <tr> <td>住宅応急修理</td> <td>災害発生の日から1月以内に完了する</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者	応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する	対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県	住宅応急修理	災害発生の日から1月以内に完了する	市
救助の種類	実施期間	実施者																		
応急仮設住宅の供与	○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供する	対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県																		
住宅応急修理	○住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了する ○日常生活に必要な最小限度の部分の修理 災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する	市																		
救助の種類	実施期間	実施者																		
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する	対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県																		
住宅応急修理	災害発生の日から1月以内に完了する	市																		

追加箇所	追加修正後	追加修正前																		
<p>&lt;震災対策編&gt; 第2章 震災応急対策計画 第14節 帰宅困難者対策 第2 帰宅困難者への情報提供 (P. 443)</p>	<p>1 帰宅困難者への情報提供 ■帰宅困難者に伝える情報例</p> <table border="1" data-bbox="479 363 1303 775"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>誘導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布</li> <li>ホームページ、メール、SNS、防災行政無線、<b>久喜市防災アプリ</b>等による情報提供</li> <li>デジタルサイネージを活用した情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる情報提供</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>安否確認手段の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル<b>(171)及び災害用伝言版(Web171)の提供</b></li> <li>特設公衆電話の設置等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布</li> <li>ホームページ、メール、SNS、防災行政無線、<b>久喜市防災アプリ</b>等による情報提供</li> <li>デジタルサイネージを活用した情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる情報提供</li> </ul>	東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル<b>(171)及び災害用伝言版(Web171)の提供</b></li> <li>特設公衆電話の設置等</li> </ul>	<p>1 帰宅困難者への情報提供 ■帰宅困難者に伝える情報例</p> <table border="1" data-bbox="1330 363 2154 775"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>誘導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布</li> <li>ホームページ、メール、SNS、防災行政無線、_____等による情報提供</li> <li>デジタルサイネージを活用した情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる情報提供</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>安否確認手段の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル<b>171サービスの提供</b></li> <li>特設公衆電話の設置等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布</li> <li>ホームページ、メール、SNS、防災行政無線、_____等による情報提供</li> <li>デジタルサイネージを活用した情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる情報提供</li> </ul>	東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル<b>171サービスの提供</b></li> <li>特設公衆電話の設置等</li> </ul>
実施機関	項目	対策内容																		
市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布</li> <li>ホームページ、メール、SNS、防災行政無線、<b>久喜市防災アプリ</b>等による情報提供</li> <li>デジタルサイネージを活用した情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる情報提供</li> </ul>																		
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル<b>(171)及び災害用伝言版(Web171)の提供</b></li> <li>特設公衆電話の設置等</li> </ul>																		
実施機関	項目	対策内容																		
市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布</li> <li>ホームページ、メール、SNS、防災行政無線、_____等による情報提供</li> <li>デジタルサイネージを活用した情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる情報提供</li> </ul>																		
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル<b>171サービスの提供</b></li> <li>特設公衆電話の設置等</li> </ul>																		
<p>&lt;震災対策編&gt; 第2章 震災応急対策計画 第17節 公共施設等の応急対策 第2 ライフライン施設 (P. 467)</p>	<p>6 通信設備の応急対策 (2) 応急措置 ④ 災害用伝言ダイヤルの提供 地震等の災害発生により著しく通信の<b>ふくそうのおそれがある</b>場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p>	<p>6 通信設備の応急対策 (2) 応急措置 ④ 災害用伝言ダイヤルの提供 地震等の災害発生により著しく通信の<b>輻輳が発生した</b>_____場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p>																		
<p>&lt;全編&gt;</p>	<p>機構改革に伴う変更</p>																			